

令和 8 年度

事業計画書

社会福祉法人 杜の舎

目 次

社会福祉法人 杜の舎	・ ・ ・ ・ ・ 1
ワークショップありす	・ ・ ・ ・ ・ 3
ユニッツもりのいえ	・ ・ ・ ・ ・ 5
エコネット・おおた	・ ・ ・ ・ ・ 7
アクトつるやま	・ ・ ・ ・ ・ 9
わーくさぼーと	・ ・ ・ ・ ・ 10
ありす相談支援事業所	・ ・ ・ ・ ・ 11
共生ホームあかり	・ ・ ・ ・ ・ 12
にらがわホーム	・ ・ ・ ・ ・ 13
ひびきホーム	・ ・ ・ ・ ・ 14
くまのホーム	・ ・ ・ ・ ・ 16
グループホームとも	・ ・ ・ ・ ・ 18

令和 8 年度 社会福祉法人杜の舎 事業計画

【方針】

- I 基本的人権を尊重し、利用者の権利擁護の推進を図る。
- II 専門家であることを自覚し、利用者の視点に立ち、より専門的な支援を目指す。
- III 法人内の各事業が連携し、利用者が必要なときに必要なサービスが利用できるよう取り組んでいく。
- IV 障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる地域共生社会の構築を目指し、地域のニーズにあったサービスを展開していく。

【事業内容】

I 第一種社会福祉事業

障害者支援施設 ユニッツもりのいえ(施設入所支援・生活介護事業・短期入所)

II 第二種社会福祉事業

(1) 障害福祉サービス事業所

- ①ワークショップありす(生活介護事業)
- ②エコネット・おおた(就労継続支援 A 型事業・就労移行支援事業(※休止中))
- ③にらがわホーム(共同生活援助事業)
- ④共生ホームあかり障害部門(共同生活援助事業・短期入所)
- ⑤ひびきホーム・くまのホーム(共同生活援助事業・短期入所)
- ⑥アクトつるやま(生活介護事業)
- ⑦グループホームとも(共同生活援助事業・短期入所)

(2) 相談支援事業等

- ①ありす相談支援事業(一般相談支援事業・特定相談支援事業)
- ②わーくさぼーと生活部門(障害者就業・生活支援センター)

(3) 認知症対応型共同生活介護事業

共生ホームあかり高齢部門(認知症対応型共同生活介護)
(認知症対応型通所介護(共用型))

III 公益事業

(1) わーくさぼーと就業部門(障害者就業・生活支援センター)

(2) 市町村地域生活支援事業(日中一時支援事業)

- ①ユニッツもりのいえ(太田市・大泉町・邑楽町日中一時支援事業)
- ②アクトつるやま(太田市日中一時支援事業)

(3) 大泉町障害者相談支援センター(障害者相談支援事業)

(4) 太田市障がい者相談支援センター(障害者相談支援事業)

(5) わーくさぼーと太田市就労相談(障害者相談支援事業)

(6) わーくさぼーと週末活動支援(群馬県障害者週末活動支援事業)

【重点目標】

- I 人材確保の厳しさを職員一人ひとりが自分事として認識し、人材の発掘や定着促進に努める。人材難に対応するため、他施設・他事業との兼務も含めた柔軟かつ多様な職員起用にも取り組む。また、本部、施設長を中心に職員募集に関する検討、協議を継続するとともに、福祉系大学等からの実習生受入れや、ハローワークをはじめとする職業紹介機関との連携を強化する。（継続）
- II 太田市鳥山上町の高齢者総合福祉センターの一部で事業運営しているアクトつるやまの移転整備に向けた準備を進める。（継続）
- III 令和7年10月より始まった新たな障害福祉サービスである就労選択支援事業について、わーくさぽーとと連携してエコネット・おおたでの年度内の事業開始に向けた準備を進める。（新規）
- IV 5つのグループホームがより一層連携し、支援体制の強化に努める。（継続）

【その他】

1. 借入金の返済	グループホームとも	1,836 千円（残高	20,196 千円）
	にらがわホーム	1,908 千円（残高	26,712 千円）
	借入金年度末残高		46,908 千円

令和 8 年度事業計画		事業所名：ワークショップありす			
事業所の概要	【住所】	太田市安良岡町 298-1			
	【サービスの種類とその定員】	生活介護事業	40 名（現員 43 名）		
	【職員体制】	管理者	1 名	サービス管理責任者 1 名	
		生活支援員	9 名	看護師	1 名
		事務員	2 名	栄養士	1 名
調理員		1 名			
	【年間開所日数】	248 日			
目的	＜生活介護事業＞ 利用者が自立した日常生活や社会生活が営むことができるよう、食事や排せつ等の介護や、創作的活動や生産活動の提供など、個々のニーズに合った必要な支援を行う。				
方針	1 意思決定支援の実現 ・利用者の望む生活の実現に向けて、自分で選び、自分で決めることの権利を大切にすることに努める。 2 自立した日常生活や社会生活を営むための適応力の向上 ・利用者の生活の質の向上に必要な支援の提供に努める。 3 障害特性の理解と活動環境の整備 ・個々の障害特性を理解するとともに、利用者同士のつながりを大切にし、安心して活動に参加できるよう、活動環境の整備に努める。				
重点目標	1 利用者一人一人にあった方法で意思決定できるよう支援する。 2 利用者の障害特性、個々のニーズ、経験、興味等を把握し、生産活動や療育的活動の機会を提供する。 3 行事やレクリエーションを通じて社会生活の幅や地域とのかかわりを広げる。 4 家庭と協力し、将来の生活を見据えた準備をしていく。 5 感染症等の予防や蔓延防止に努め、支援を提供する。				
計画内容	1 利用者一人一人にあった方法で意思決定できるよう支援する。 ① 「自分のことは自分で決める」という意思決定の原則のもと、利用者の気持ちに寄り添う。 ② 障害特性にあったコミュニケーションの方法を用いて、言葉にできない意思に関しても汲み取っていく。 ③ 職員同士が意見を出し合い、同じ方向を目指して、利用者に混乱がないように支援を提供していく。 2 利用者の障害特性、個々のニーズ、経験、興味等に基づいて生産活動や療育的活動の機会を提供する。 ① 生産活動を通して、生産する喜び、責任感、社会の一員としての自覚、心身の安定を図る。 ② 個々に合った作業が提供できるよう、様々な工程のある自主製品中心の生産活動を行う。（木工・農耕・EM・藍織・請負・清掃作業） ③ ウォーキングや体操を通して、筋力や体力を維持していく。 ④ 個々の課題に着目したグループに分かれての活動を提供する。 （健康促進、機能訓練・機能維持、社会生活能力向上、強度行動障害） ⑤ 夏期は熱中症対策を行い、健康で活動に取り組めるように支援する。 ⑥ 集団でのかかわりを大切にし、協力し合える環境設定をする。				

計画内容	3 行事やレクリエーションを通じて社会生活の幅や地域とのかかわりを広げる。 ① 自治会で利用者の意見を集約し、日々に潤いや楽しみを持てるような行事を企画する。 ② 小グループでの外出支援を行い、様々な経験を通じて社会生活の幅を広げる。 ③ 休止していたありす祭を再開し、地域とのかかわりを再構築する。 4 家庭と協力し、将来の生活を見据えた準備をしていく。 ① 利用者の望む生活の実現に向けて、日々の連絡調整、家庭訪問などを通して保護者との関係をつくり、居住先の見学や短期入所の体験などを積極的に行っていく。 ② 抱えている課題に対して、情報収集を行い、必要な情報提供を行う。 ③ 緊急時には関係機関と協力して対応をする。 ④ 個々の課題解決に向けて、その人にあった支援や、必要な専門的支援が提供できるように、職員は積極的な研修参加や他事業所の見学を行っていく。 5 感染症等の予防や蔓延防止に努め、支援を提供する。 ① 利用者、職員の体調確認のため、日々の検温を行う。 ② 消毒、換気を行う。 ③ 感染発生時の対応を迅速に行えるように、定期的な訓練と委員会を開く。
------	--

令和 8 年度事業計画		事業所名：ユニットもりのいえ
事業所の概要	【住所】 太田市東金井町 2311-7 【サービスの種類とその定員】 生活介護 40 名（現員 48 名） 施設入所 40 名（現員 40 名） 短期入所 日中一時支援合わせて 5 名 【職員体制】 管理者 1 名 サービス管理責任者 1 名 支援員 26 名 看護師 2 名 栄養士 1 名 調理員 5 名 事務員 2 名 清掃員 1 名 協力・嘱託医 3 名	
目的	【生活介護・施設入所・短期入所】 利用者一人ひとりが自立した生活を営めるよう、日々の暮らしの中で必要な支援、サポートを行う。	
方針	【生活介護・施設入所】 - 自己決定の尊重及び意思決定支援を行う。 - 地域移行に向けて取り組んでいく。 - 虐待防止の取り組みを強化し、身体拘束ゼロを目指す。 - 身体機能の維持、向上を目指す。 - 外出の機会を増やす。 【短期入所】 - 新規も含めた利用のニーズに対して出来る限り対応していく。	
重点目標	①利用者一人ひとりの思いを汲み取る。 ②人材力を強化する。 - 地域移行の意向確認を行う。 ①研修を実施する。 ②会議等で情報を共有する。 - 運動量を増やし、質も上げていく。 ①車椅子を使用している利用者が外出しやすいよう福祉車両の購入を検討する。 ②一泊旅行や日帰り外出等社会参加の機会を増やす。 【短期入所】 - 新規、特に緊急性の高いケースに対しては最大限配慮する。 - 入所待機者の利用を進めていく。	
計画内容	【生活介護・施設入所】 ①利用者一人ひとりの思いを汲み取る。 - 意思を表出しやすいよう担当職員と利用者が一対一で話す場を定期的に設ける。意思の表出が難しい利用者に対しては、表情や動きから意思を読み取るようコミュニケーションを取る。 - 全員のケーススタディーを実施し、情報を共有し一人ひとりの「日常」を理解して「異常」に気付く目を養う。	

計画内容	②人材力を強化する。 ・ケーススタディーやO J Tを通して意思決定支援について議論する時間を設け、全員が共通認識を持って支援出来るようにする。 2 地域移行の意向確認を行う。 ・地域移行等意向確認が義務化された事を受け、担当者を中心に丁寧に聞き取りを行い、移行の意思があればそれに向かって取り組む。 3 ①研修を実施する。 ・虐待防止、身体拘束適正化の施設内研修を新人職員含め全員に実施し、虐待防止、身体拘束ゼロへの意識を高める。 ②会議等で情報を共有する。 ・会議やケーススタディーを通して不適切な支援（グレーゾーン）について情報共有し、自身の支援を確認する。 ・身体拘束適正化委員会を毎月開催し、振り返りを行い様子を細かく確認する。 4 運動量を増やし、質も上げていく。 ・一年を通して午前中の運動を継続して行う。傾斜のある所を歩く機会を増やし質も上げていく。 5 ①車両を購入する事で車椅子を使用している利用者の外出の機会を増やし、選択の幅を広げていく。 ②一泊旅行は全員で同じ場所に泊まれるよう計画を立てる。日帰り外出は全員が3回行けるように計画を立てる。計画は利用者と共に立てる。 【短期入所】 1 新規、特に緊急性の高いケースに対しては最大限配慮する。 ・緊急性が高いケースに関しては出来る限り受け入れていく事で地域に貢献する。 2 入所待機者の利用を進めていく。 ・待機者がスムーズに入所できるよう、各事業所と連携を取りながら定期的な利用を進めていく。
------	--

令和 8 年度事業計画		事業所名：エコネット・おおた
事業所の概要	【住所】・・・・・・・・・・ 太田市細谷町 1714-2 【サービスの種類と定員】・・ 就労継続支援 A 型事業 50 名（現員 50 名） 就労移行支援事業（休止中）6 名（現員 0 名） 就労選択支援事業 10 月～事業開始予定 【職員体制】・・・・・・・・ 管理者 1 名 サービス管理責任者（兼主任生活支援員） 1 名 職業指導員 11 名 賃金向上達成指導員 1 名 生活支援員 4 名 栄養士（兼職業指導員）1 名 事務員 2 名 調理補助員 1 名 【年間開所日数】・・・・・・・・ 246 日	
目的	企業等に雇用されることが困難であり、雇用契約等に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結による就労の機会及び生産活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。 障がい者が安定して働くことを目指すとともに、自立した生活を送るための支援を提供し社会参加を推進する。	
方針	1 自己決定の尊重及び意思決定支援を反映した個別支援計画書により適切な支援に努める。 2 生活環境や障害特性の把握に努め、利用者本位の支援を行う。 3 職業指導を通じて、職業のスキルを習得することにより、仕事に責任や自覚を持ち、自立した意識を醸成する。 4 就労移行支援は、令和 8 年度前半に廃止し、新たに就労選択支援事業を開始する。	
重点目標	【共通事項】 1 業務を円滑に実施するために職員及び利用者の資質の向上を図る。 2 利用者のニーズ及び個別支援計画に基づいた効果的な支援を行う。 3 委託業務先とは、長期的な視野を持ち、作業を含め各事業について連絡調整を行う。 【就労継続支援 A 型】 1 就労の継続については、障害特性、年齢、体力等の状況に適した部署移動や事業所を検討する。 2 花卉栽培、清掃業務の営業活動を行い、売り上げの向上を図る。 3 レストラン事業のあり方を検討する。 【就労選択支援】 1 利用者が、就職先・働き方を選ぶ際に、希望や就労能力、適性に合った選択ができるよう支援する。	

計画内容	【共通事項】 1 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、「安全・健康第一・技能の向上」を目指した利用者・職員研修を行い、就労に必要な知識及び能力の向上を目指す。 ・年間開所日を 246 日、作業日を 239 日と設定する。 ・利用者がリフレッシュできるような行事を企画し、より多くの参加を促す。 ・職員は、利用者の知識・能力向上に向けた支援のため、研修の参加を促進する。 2 自己決定の尊重及び意思決定支援を反映した個別支援計画書の支援内容を検討する。 ・アセスメントやモニタリングにより、本人の希望、就労能力や適性に合わせた支援を提供するため関係機関等との連絡調整を行う。 3 委託業務先とは、長期的な視野を持ち作業を含め各事業について調整を行う。 ・繁忙期などに対応するため、利用者、職員共に各作業部署間の垣根を超えた協力体制を整える。 【就労継続支援 A 型】 1 定期的に面談の時間を設け、就労への意思確認や作業に対する負担感を聞き取り、利用者視点に立った支援を行う。 ・加齢や身体機能の低下により、就労継続が難しい利用者には、個々の障害特性等の状況に適した部署移動や事業所を検討する。 ・作業内容は、適正を見極めた上で柔軟に対応し、自信を持ち効率的に作業ができるように配慮する。 ・一般就労希望者の職場見学、実習を行う。 2 花卉栽培、清掃業務の営業活動を行い、売り上げの向上を図る。 ・花卉栽培では、生産計画、作業計画に基づき、取引先との緊密な連絡調整を行い、要望などにも対応する。 ・清掃業務では、技術及び作業能力の向上のための実践的な指導及び研修参加を実施。将来を見据えた営業活動を行い、新しい委託作業は、全体で取り組み継続できるようにする。 3 レストラン事業継続の可否の決定と利用者の配置移動についても検討する。 【就労選択支援】 1 事業開始に向けた体制及び環境整備と必要な事務手続きを行う。 2 利用者獲得のため、高等特別支援学校及びわーくさぼーと等との連絡調整を図る 3 利用者には、アセスメントを活用し、本人の希望をわかりやすく整理し、進路選択の参考になるようなサービスや働き方について説明した上で、就労能力や適性に合わせた適切な支援のできる事業所等を選択できるように関係機関等との連絡調整を行う。
------	--

令和 8 年度事業計画		事業所名：アクトつるやま
事業所の概要	【住所】 太田市鳥山上町 2313 番地 【サービスの種類とその定員】 生活介護事業 20 名（現員 20 名） 【職員体制】 管理者 1 名（サービス管理責任者と兼務） サービス管理責任者 1 名 看護師 1 名（支援員と兼務） 支援員 8 名 事務員 1 名 調理員 1 名 嘱託医 1 名 【年間開所日数】 248 日	
目的	【生活介護事業】 利用者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、日中活動を提供する他、生活能力の向上のために必要な支援を行う。	
方針	1 人権の尊重 より適切な支援方法を模索し、個人の尊厳を大切にした支援内容を心がけます。虐待防止や行動制限等に留意し、チームで支援にあたります。 2 自己選択・自己決定・意思形成支援 意思疎通の難しい利用者とのコミュニケーションや働きかけを工夫し、利用者の感性や選好を育んでいく支援方法と活動内容をこころがけます。 3 アクト（活動の充実） 療育の専門性について学び、活動への参加を支援し、利用者同士の関わりを見据え、楽しいグループ活動と日課を組み立てます。	
重点目標	1 基本的な生活情報は優先的に確認し、家庭や医療機関と調整する。 2 将来を見据えた個別支援計画の作成と保護者へのアプローチを行う。 3 障害特性に合った環境を整え、安定した日課体制をつくる。 4 利用者・ご家族への分かりやすい情報発信や連絡をいつも工夫していく。 5 行政への働きかけを継続し、施設移転整備計画の申請書類を提出する。	
計画内容	【基本的な生活状況】 ○生理的な快適さ（食事・排泄・服薬・睡眠等）の状況について丁寧に確認し、情報を集約する。利用者の生活リズムを把握し、家庭での生活と日中の活動に調和をはかる。 ○利用者・保護者への連絡は、分かりやすさを心がけ、一貫性のある内容とする。 【強度行動障害】 ○手順書に沿った支援を行い、行動特性を記録・集約・評価し、根拠ある支援をもとに、より本人にあった環境調整を行う。 【活動計画・行事計画】 ○年間の活動計画を作成し、見通しを立て、皆で評価していく。 ○利用者のストレングスに着目した活動を提供し、やりがいや楽しみを持って活動に参加出来るようにする。また、継続可能なものにする事で、安定した日課体制を整える。 ○年間行事を企画し、利用者の新しい一面を発見し、支援内容を振り返る。 【個別支援計画・サービス等利用計画・研修など】 ○ご家族との面談を通じて、将来の生活設計について、利用者本人と一緒に考える。 ○延長利用の調整（緊急時含）や、他事業所のサービス利用を支え、協力していく。 ○各職員が目的を持って研修に参加し、見識を深め、業務の質を高める。	

令和 8 年度事業計画		事業所名：障害者就業・生活支援センター わーくさぽーと
事業所の概要	【住所】 太田市東本町 53-20 太田公民館東別館内 【サービスの種類】 障害者就業・生活支援センター事業 (雇用安定等事業および生活支援等事業) ※参考：登録者数：1,120 名（令和 7 年 12 月 31 日時点） 群馬県障害者週末活動支援事業 太田市相談支援事業（障がい者就労相談支援） 【職員体制】 センター長兼就業支援ワーカー1 名、主任就業支援ワーカー1 名、 就業支援ワーカー4 名、生活支援ワーカー2 名（うち 1 名週末活動支援担当者兼務）	
目的	障害者の生活する身近な地域で、雇用、保健、福祉及び教育等の関係機関との連携の下、就業面及び生活面の相談支援を一体的に行うことで障害者の自立・安定した職業生活の実現を図る。	
方針	1 生活全体への視点に重きを置き、登録者やご家族等のニーズ・特性に合わせた個別支援を行う。 2 障害者雇用に取り組む民間企業等のニーズ・特徴等に合わせた事業主支援を行う。 3 雇用、保健、福祉、教育等の関係機関と連携・協力しながら支援を行う。 4 法人本部や法人内事業所との情報共有・連携を密に行う。	
重点目標	1 登録者の将来や生活を見据えた支援を行う。 2 担当圏域の行政や他機関、法人内他部署と協力して事業を実施する。 3 登録者、障害者を雇用する企業、地域等のニーズに応える体制整備や取り組みを検討、実施する。	
計画内容	1 働く障害者から生活の困りごとや将来の心配について相談を寄せられたときに対応できるよう、担当圏域行政の福祉担当課や相談支援センター等と連絡を密に行い、情報共有、相互協力を図る。 2 太田市においては、太田市障がい者相談支援センターに就労相談の担当者として職員を週 1 日派遣するとともに、月 1 回の関係者会議を行なう。館林・邑楽地域では、各市町の福祉担当課や相談支援センターとの間で登録者に関する情報共有を行なうとともに、より身近な場所で就労相談ができる機会創出について協議する。法人内では、月 1 回エコネット・おおたと利用者の就労支援や就労選択支援事業等に関する会議を行なう。 3 登録者数や企業等からの相談件数が増加し続ける中でも、障害者の自立・安定した職業生活の実現、民間企業等での障害者雇用促進に資する支援活動を持続できるよう、支援方法等の検証や改善を行なう。また、本人活動やピアグループについては、年齢や障害特性、居住地などの態様に応じた活動を企画、実施する。	

令和 8 年度事業計画	事業所名：ありす相談支援事業所
事業所の概要	1 ありす相談支援事業所 【住所】 太田市東金井町 734-1 【サービスの種類】 指定一般相談支援事業（地域移行支援・地域定着支援） 指定特定相談支援事業 【活動圏域】 太田市・大泉町 【職員体制】 管理者（主任相談支援専門員兼務）1 名 相談支援専門員 3 名（専従・兼務） 2 ありす相談支援事業所（大泉町障害者相談センター）＜大泉町より受託＞ 【住所】 大泉町大字吉田 2465 保健福祉総合センター内 【サービスの種類】 指定一般相談支援事業（地域移行支援） 月・水・金 13:00～16:00 【活動圏域】 大泉町 【職員体制】 相談支援専門員 2 名（兼務） 3 太田市障がい者相談支援センター＜太田市より受託＞ 【住所】 太田市浜町 2-35 太田市役所内 【サービスの種類】 一般相談支援事業（基幹相談支援センター） 【活動圏域】 太田市 【職員体制】 相談員 1 名（専従）
目的	障害のある人が人として尊厳を持ちながらその人らしく地域の中で暮らすための支援をすることとそれが実現できる社会をつくる。そのための報提供や助言、障害福祉サービス等の利用支援等を行い、関係機関との連絡調整や権利擁護のために必要な支援を行う。
方針	1 利用者の意向を尊重し、持っている力や価値観を大切にしながら、自立した日常生活を営むことができるように配慮する。 2 利用者がさまざまな社会資源を活用することで適切なサービスを受けることができるよう、総合的かつ効果的に提供されるよう幅広い視野をもって支援に当たる。
重点目標	1 利用者主体を前提として意思決定支援に取り組み、本人らしく生活を送ることができるように適切なサービス等の利用に結び付いて支援が継続されるようにする。 2 利用者、家族、サービス提供事業所、関係機関等との信頼関係を構築して連携を強化し、地域で支える仕組みを念頭に置きながら相談支援の質の向上を図る。
計画内容	1 利用者主体を前提として意思決定の支援に取り組み、ニーズに即して適切なサービス利用に結び付け、質の高い支援が継続されるようにする。 ・日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるよう関係者からの情報を共有したうえで意思決定支援を行っていく。 ・可能な限り本人が自ら意思決定できるような対応をとり、本人が希望する生活を実現できるようなサービス等利用計画の作成やモニタリングの実施等を行う。 2 利用者、家族、サービス提供事業所、各種関係機関等との連携を強化して、障害のある人を地域で支える仕組みを築きながら、利用者の生活の質の向上を図る。 ・関係機関と情報を共有出来るよう連絡を密にする。また緊急時には行政や基幹相談支援センター等と連絡を取り、協力体制を築いていく。 ・積極的に研修等に参加し自己研鑽を図る。また、地域の協議会等に参加して連携の強化を図り、支援力を高める。

令和 8 年度事業計画（案）		事業所名：共生ホームあかり
事業所の概要	【住所】 太田市東長岡町 1829-1 【サービスの種類】 障がい者共同生活援助・短期入所 （介護予防）認知症対応型共同生活介護 （介護予防）認知症対応型通所介護（共用型） 【定員】 障がい棟：共同生活援助 5 名、短期入所 2 名 高齢棟：入居 9 名、共用デイ 1 日定員 3 名 【職員体制】 施設長 1 名（介護支援専門員、介護業務を兼務） 管理者 1 名（サービス管理責任者を兼務） 介護従事者、世話人、生活支援員、夜間支援員、合計 15 名（兼務）	
目的	共生型としてグループホームを一体的に運営し、経営の安定を図る。小人数ならではの「個人と個性」を尊重し、必要な支援や、要介護状態等の悪化を防げるようなサービス提供を行う。また、地域に住む障がい者の短期入所と高齢者の通所介護を受け入れ、入居者と利用者が相互に刺激しあい、協力した暮らしをしていく。	
方針	1 利用者の人権を守り、自己選択、自己決定を尊重し、自分で選び行動していくことを積み重ねていく姿勢を確立するよう努めていく。 2 利用者個々の生活リズムが守られ、自分の生き方を主体的に創造できるように、利用者中心の介護や支援の提供を行う。 3 あかりは地域の中の暮らしの場所であり、利用者が地域の一員として生活ができるように関わる。地域との良好な関係を築き、地域福祉へ貢献できるように努める。	
重点目標	1 共生ホームあかりの開設時の目的や目標、方針を振り返りながら、支援体制を再確認していく。 2 安全、快適に過ごせる環境整備を行う。 3 地域と良好な関係を築いていく。 4 法人内のグループホームとの横のつながりを強化する。	
計画内容	1 認知症高齢者と知的障がい者が、共に助け合いながら自分らしく暮らしていくために、全職員が下記について理解を深め、共有していく。 ① 「一つ屋根の下」を合言葉に、職員間の横の連携を強化する。「高齢」所属職員は「障がい」利用者を、「障がい」所属職員は「高齢」利用者について、双方向の理解を深めていく。 ② 生活していく上でのルールやマナーを守り、役割を担いながら、お互い協力し生活できるよう支援する。利用者同士が「認め合う」「助け合う」機会を大切にし、その場面や役割から喜びや自信へと繋げていけるようにする。 ③ 共生ホームあかり全体としての行事を実施する。また、共通空間である食堂で行う企画にも反映していく。 ④ 日常必要な業務を見なおし、書面にて確認・共有・実施できるよう整理する。 ⑤ 入居定員増（障がい）や新たな加算取得に向け、支援体制を整え経営安定を図る。 2 安全、快適に過ごしていけるように必要な備品や設備を整えていく。 3 利用者と共生ホームあかりを地域の方に理解していただけるように、運営推進会議や地域連携推進会議を開催する。 4 グループホーム会議を定期開催し、互いのホームの利用者や支援体制など情報共有を図る。また緊急の際、協力できるようにする。	

令和 8 年度事業計画（案）		事業所名：にらがわホーム
事業所の概要	【住所】 太田市東長岡町 1825-3 【サービスの種類とその定員】 共同生活援助 定員 5 名 【職員体制】 管理者 1 名（サービス管理責任者と兼務） サービス管理責任者 1 名 （共生ホームあかり・ひびき・くまのホームと兼務） 世話人 3 名（2 名兼務） 生活支援員 2 名（兼務）	
目的	利用者が、地域の中で主体的に生活することができるよう、必要なサービスを適切かつ効果的に提供していく。 一人ひとりのライフプランに配慮し、一市民としてより豊かな暮らしを築いていく。 地域で自分らしく暮らしていくために、利用者と地域との関係づくりを行っていく。	
方針	【共同生活援助】 1 利用者の人権を守り、自己選択、自己決定を尊重し、主体的に暮らすための生活力や意欲の向上に努めていく。 2 それぞれの利用者に合わせた食事の提供や通院、服薬等の健康管理を行う。 3 近隣住民との交流を大切にし、地域行事への参加や役割を担っていく。	
重点目標	1 自分らしく、居心地の良い穏やかな生活が送れるよう支援する。 2 安心して生活できるよう環境を整える。また、健康管理に努めていく。 3 地域と良好な関係を築いていく。 4 法人内のグループホームとの横のつながりを強化する。	
計画内容	1 ・意思や自己決定を尊重した支援を行う。 ・アセスメントやモニタリングを通して、利用者一人ひとりのニーズを把握する。 ・利用者が思い描く生活と必要な支援を共に考え、個別支援計画を作成する。 ・従業者に対して、個別支援計画を周知し支援を共有できるようにする。 ・必要な研修を実施し、従業者に研修結果を周知する。 ・利用者同士が「認め合う」「助け合う」機会を大切にし、その場面や役割から喜びや自信へと繋げていけるよう支援を行う。 ・制約的、管理的な支援とならないようにする。 ・利用者の要望に即した余暇支援を企画実施する。 ・家族や親族との絆を大切にした支援を心掛ける。 2 ・セコム導入について、検討する。 ・日々の様子を観察し、体重・血圧測定、検温、食事・水分摂取状況、睡眠状況等の健康管理を行い、異変を感じた場合は速やかに通院等の対応をする。 ・栄養のバランスと個々の嗜好を考慮し季節感のある食事を提供する。 ・ホーム内の換気や消毒、手洗い・うがい等の感染症対策を継続する。 3 ・利用者のにらがわホームを地域の方に理解していただけるように、地域連携推進会議を開催する。 4 ・グループホーム会議を定期開催し、互いのホームの利用者や支援体制など情報共有を図る。また緊急の際、協力できるようにする。	

令和 8 年度事業計画		事業所名：ひびきホーム
事業所の概要	ひびきホーム 【住所】 太田市東金井町 734-1 【サービスの種類とその定員】 共同生活援助 入居者定員 7 名 【職員体制】 管理者 1 名 サービス管理責任者 1 名 世話人 3 名 生活支援員・世話人兼務 4 名 夜間支援員 4 名	
目的	入居者が主体的に地域生活を営むことができるように、必要なサービスを適切かつ効果的に提供していくとともに、一人ひとりのライフプランに配慮し、一市民としてより豊かな暮らしを築いていく。また、地域に住む障害者が緊急時に利用できるよう市町村と連携し、地域のセーフティーネットの役割を担っていく。	
方針	【共同生活援助】 1 入居者の人権を守り、自己選択、自己決定を尊重し、主体的に暮らすための生活力や意欲の向上に努めていく。 2 健康に暮らしていけるように、それぞれの入居者に合わせた食事の提供や、通院、服薬等の健康管理を行う。 3 地域住民として、近隣住民との交流を大切にし、地域行事への参加や役割を担っていく。	
重点目標	1 虐待防止、権利擁護に努め、自己決定を尊重し入居者に寄り添った支援を行う。 2 入居者が自分らしく居心地良く穏やかな生活が送れるよう支援を行う。 3 感染症対策を継続し入居者の健康管理に努める。 4 障害への理解を深め統一した方向で支援を行う。 5 地域と良好な関係を築いていく。 6 法人内のグループホームとの横のつながりを強化する。	
計画内容	1 虐待防止、権利擁護に努め、自己決定を尊重し入居者に寄り添った支援を行う。 ・虐待防止委員会での検討結果を職員に周知徹底し、従業者に対しての虐待防止及び身体拘束適正化のための研修を定期的実施する。 ・個別支援計画の作成において入居者一人ひとりのニーズを把握し、自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮し、入居者が自立した日常生活を営む上での適切な支援内容を本人と一緒に考え作成し、従業者に個別支援計画を周知し入居者に寄り添った支援を行う。 2 入居者が自分らしく居心地良く穏やかな生活が送れるよう支援を行う。 ・入居者同士が「認め合う」「助け合う」機会を大切にし、その場面や役割から喜びや自信へと繋げていけるよう支援を行う。 ・グループホームは生活の場であり、制約的・管理的支援に陥らないように努め自己決定を尊重し支援を行う。 ・感染症対策を継続しつつ、入居者の要望に即した余暇支援を企画実施する。 ・入居者の心の支えとしての家族・親族との絆を大切にした支援を心掛ける。	

- | | |
|--|---|
| | <p>3 感染症対策を継続し入居者の健康管理に努める。</p> <ul style="list-style-type: none">・日々の様子を観察し、体重・血圧測定、検温、食事・水分摂取状況、睡眠状況等の健康管理を行い、異変を感じた場合は速やかに通院等の対応をしていく。・栄養のバランスと個々の嗜好を考慮し季節感のある食事を提供する。・施設内の換気・消毒、外出時の消毒、帰所時の手洗い・消毒・うがい等の感染症対策を継続する。 <p>4 障害への理解を深め統一した方向で支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none">・個人の限られた経験や思い込みに片寄らない支援を行うため研修に積極的に参加する。・日々の支援においてホーム職員間で課題、問題、情報を共有し障害に対する理解を深め、統一した方向で一人ひとりの生活を支援する。・行動障害を有している入居者の支援方法に課題があれば検討し改善していく。 <p>5 地域と良好な関係を築いていく。</p> <ul style="list-style-type: none">・ひびきホームを地域の方に理解していただけるように、地域連携推進会議を開催する。 <p>6 法人内のグループホームとの横のつながりを強化する。</p> <ul style="list-style-type: none">・グループホーム交流会を定期開催し、互いのホームの利用者や支援体制など情報共有を進める。また緊急の際、協力できるようにする。 |
|--|---|

令和 8 年度事業計画		事業所名：くまのホーム
事業所の概要	くまのホーム 【住所】 太田市東金井町 735 【サービスの種類とその定員】 共同生活援助 入居者定員 7 名、空床型短期入所 【職員体制】 管理者 1 名 サービス管理責任者 1 名 生活支援員・世話人兼務 4 名 夜間支援員 4 名	
目的	入居者が主体的に地域生活を営むことができるように、必要なサービスを適切かつ効果的に提供していくとともに、一人ひとりのライフプランに配慮し、一市民としてより豊かな暮らしを築いていく。また、地域に住む障害者が緊急時に利用できるよう市町村と連携し、地域のセーフティーネットの役割を担っていく。	
方針	【共同生活援助】 1 入居者の人権を守り、自己選択、自己決定を尊重し、主体的に暮らすための生活力や意欲の向上に努めていく。 2 健康に暮らしていけるように、それぞれの入居者に合わせた食事の提供や、通院、服薬等の健康管理を行う。 3 地域住民として、近隣住民との交流を大切にし、地域行事への参加や役割を担っていく。 【短期入所】 グループホームの生活を知っていただく機会の提供や、緊急時のニーズに可能な限り対応していく。	
重点目標	1 虐待防止、権利擁護に努め、自己決定を尊重し入居者に寄り添った支援を行う。 2 入居者が自分らしく居心地良く穏やかな生活が送れるよう支援を行う。 3 感染症対策を継続し入居者の健康管理に努める。 4 障害への理解を深め統一した方向で支援を行う。 5 地域と良好な関係を築いていく。 6 法人内のグループホームとの横のつながりを強化する。 【短期入所】 緊急時のニーズに可能な限り対応していく。	
計画内容	1 虐待防止、権利擁護に努め、自己決定を尊重し入居者に寄り添った支援を行う。 ・虐待防止委員会での検討結果を職員に周知徹底し、従業者に対しての虐待防止及び身体拘束適正化のための研修を定期的を実施する。 ・個別支援計画の作成において入居者一人ひとりのニーズを把握し、自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮し、入居者が自立した日常生活を営む上での適切な支援内容を本人と一緒に考え作成し、従業者に個別支援計画を周知し入居者に寄り添った支援を行う。 2 入居者が自分らしく居心地良く穏やかな生活が送れるよう支援を行う。 ・入居者同士が「認め合う」「助け合う」機会を大切にし、その場面や役割から喜びや自信へと繋げていけるよう支援を行う。 ・グループホームは生活の場であり、制約的・管理的支援に陥らないように努め自己決定を尊重し支援を行う。	

- ・感染症対策を継続しつつ、入居者の要望に即した余暇支援を企画実施する。
- ・入居者の心の支えとしての家族・親族との絆を大切にした支援を心掛ける。

3 感染症対策を継続し入居者の健康管理に努める。

- ・日々の様子を観察し、体重・血圧測定、検温、食事・水分摂取状況、睡眠状況等の健康管理を行い、異変を感じた場合は速やかに通院等の対応をしていく。
- ・栄養のバランスと個々の嗜好を考慮し季節感のある食事を提供する。
- ・施設内の換気・消毒、外出時の消毒、帰所時の手洗い・消毒・うがい等の感染症対策を継続する。

4 障害への理解を深め統一した方向で支援を行う。

- ・個人の限られた経験や思い込みに片寄らない支援を行うため研修に積極的に参加する。
- ・日々の支援においてホーム職員間で課題、問題、情報を共有し障害に対する理解を深め、統一した方向で一人ひとりの生活を支援する。
- ・行動障害を有している入居者の支援方法に課題があれば検討し改善していく。

5 地域と良好な関係を築いていく。

- ・ひびきホームを地域の方に理解していただけるように、地域連携推進会議を開催する。

6 法人内のグループホームとの横のつながりを強化する。

- ・グループホーム交流会を定期開催し、互いのホームの利用者や支援体制など情報共有を進める。また緊急の際、協力できるようにする。

【短期入所】

緊急時のニーズに可能な限り対応していく。

- ・緊急時には市や相談支援事業所と連携を取りながら可能な限り受け入れを行う。

令和 8 年度事業計画		事業所名：グループホームとも
事業所の概要	【住所】 太田市細谷町 1731-1 【サービスの種類】 障がい者共同生活援助・短期入所 【定員】 共同生活援助 7 名・併設型短期入所 2 名 【職員体制】 管理者（兼務）1 名 サービス管理責任者（兼務）1 名 生活支援員 3 名（兼務）世話人 3 名 事務員 1 名（兼務）	
目的	利用者一人ひとりの生活に必要な相談・支援を行う。また、他の利用者と生活を共にすることで、お互いに協力しながら、できることを増やしていく。 利用者が安定して仕事が続けられるよう、生活面でのきめ細かい支援を行う。 グループホームともでの生活を通して、それぞれが望む暮らしを実現する。	
方針	- 施設の健全な運営と、利用者一人ひとりが望む暮らしの実現に近づけていく。 - 利用者及び家族と連携し、健康で安心した生活を提供する。 - エコネット・おおた及び関係機関との密接な関係を維持していく。 - 短期入所について、利用者等と連絡・調整を行い、円滑な利用に繋げる。	
重点目標	【共同生活援助・短期入所】 - 本人の自己決定の尊重及び意思決定における場面に配慮した適切な支援を行う。 - 地域連携推進会議を開催し、地域との関係づくり、グループホームともの理解促進及びサービスの透明性・質の確保並びに利用者の権利擁護に繋げる。 - 生活の楽しさを実感できるように、利用者同士で協力し合い、主体的な生活ができるように支援する。 - エコネット・おおた及び関係機関等と、連携した一体的な支援を行う。 - 短期入所の利用者と将来の生活設計や意向について共に考えていく。 - 法人内のグループホームとの横のつながりを強化する。	
計画内容	- 利用者・家族と風通しの良い信頼関係を築く。利用者の望む暮らしを本人・家族・職員と共有し、将来に向けた一貫性のある支援を行う。 - 地域連携推進会議において、施設運営や利用者の暮らしについて、理解してもらえるためのわかりやすい資料作成と、参加者が話しやすい雰囲気を作り、円滑に進めていく。 - 利用者全員と職員とで、週に一度ミーティングを行い、生活における希望、帰省や週末の過ごし方等の確認を行い、主体的な生活ができるように支援する。余暇活動については、利用者の希望を取り入れられるように一緒に企画し実施する。 - エコネット・おおた及び関係機関等と、利用者の生活状況や就労先での状況を共有し、きめ細かい支援に繋げる。 - 短期入所の利用を促進することで、暮らしの場を提供し、将来の生活設計について具体的に提案していく。 - グループホーム会議を定期開催し、互いのホームの利用者や支援体制など情報共有を図る。また緊急の際、協力できるようにする。	